

事業用資産納税猶予税額の計算書

被相続人	
特例事業相続人等	

この計算書は、相続税の修正申告において、特例事業相続人等に該当する人が個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。

1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

区 分	① 修正前の課税額	② 修正額	③ 修正する額 (②-①)
① 特例事業相続人等の第8の6表の付表1・付表2(2の2)のA欄の合計額	円	円	円
② 特例事業相続人等に係る特定債務額 (その者の第8の6表の付表4のB)			
③ 特定価額 (①-②) (1,000円未満切捨て) (赤字の場合は0)	,000	,000	,000
④ 特例事業相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額 (その特例事業相続人等以外の者の修正申告書第1表の⑥欄 (又は修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄) の金額の合計)	,000	,000	,000
⑤ 基礎控除額 (第2表の①欄の金額)	,000,000	,000,000	,000,000
⑥ 特定価額に基づく課税遺産総額 (③+④-⑤)	,000	,000	,000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 (修正申告額)

⑦ 法定相続人の氏名	⑧ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑨ 法定相続分に応ずる取得金額 (⑥×⑧)	⑩ 相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑪ 相続税の総額 (⑩の合計額)	00

(注) 1 ④欄の「修正申告書第1表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄」の金額となります。
 2 ⑦及び⑧欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 事業用資産納税猶予税額の計算

区 分	① 修正前の課税額	② 修正額	③ 修正する額 (②-①)
① (特例事業相続人等の修正申告書第1表の (⑩+⑪-⑫)) の金額	円	円	円
② 特定価額に基づく特例事業相続人等の算出税額 (1の⑪×1の③/1の (③+④))			
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (②×20%)			
a (②+③-特例事業相続人等の修正申告書第1表の⑫) の金額 (赤字の場合は0)			
b 特例事業相続人等の修正申告書第1表の⑥欄に基づく算出税額 (その人の修正申告書第1表の (⑨ (又は⑩) +⑪-⑫)) (赤字の場合は0)			
④ (①+a-b) の金額 (赤字の場合は0)			
⑤ 事業用資産納税猶予税額 ((a-④) の金額) (赤字の場合は0) (注2参照)	A 00	A 00	00

(注) 1 b欄の算式中の「修正申告書第1表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第1表の⑩」の金額とします。
 2 ⑤欄のA欄の金額を特例事業相続人等の修正申告書第8の8表の「事業用資産納税猶予税額⑦」欄に転記します。なお、特例事業相続人等が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑤欄のA欄の金額によらず、修正申告書第8の7表の②欄の金額を特例事業相続人等の修正申告書第8の8表の「事業用資産納税猶予税額⑦」欄に転記します。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	入力	確認		
---------	----	----	--	--